

南山大学内部質保証推進委員会規程

(目的)

第1条 南山大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）の活動を推進するために、内部質保証委員会のもとに南山大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職能)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる項目に関する原案を作成し、内部質保証委員会に報告する。

- 1 内部質保証に関する方針および手続
- 2 自己点検・評価の計画
- 3 全学的な観点による自己点検・評価およびその結果に基づく改善・向上の支援
- 4 自己点検・評価結果の公表
- 5 外部評価に関する対応等
- 6 その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- 1 副学長（研究推進担当・教育支援担当）
- 2 学部選出に基づく教育職員 各1名
- 3 研究科選出に基づく教育職員 各1名
- 4 学長の指名する教育職員 若干名
- 5 学長の指名する事務職員 若干名
- 6 教育・研究事務部長
- 7 教育企画・研究推進課長

② 委員会の委員は、内部質保証委員会の委員を兼ねることはできない。ただし、前項第1号、第6号および次条第2項に定める副委員長を除く。

③ 事務局を教育企画・研究推進課に置き、委員会事務を担当する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長（研究推進担当・教育支援担当）がこれに当たる。

② 委員会に副委員長を置き、委員の中から大学評議会の承認を得て、学長が委嘱する。

③ 委員会は、委員長が招集する。

④ 委員会に議長を置き、委員長がこれに当たる。

⑤ 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

⑥ 委員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

⑦ 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

② 委員長および委員は、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2018年4月1日から施行する。

2 南山大学ピア・レビュー委員会規程（2012年9月1日施行）は、2018年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。